東京家庭・簡易裁判所合同庁舎エレベーターに関する
感染拡大防止対策について

東京家庭・簡易裁判所合同庁舎では，エレベーターの御利用に当たり，余裕を持った人数で乗車する，マスクを着用し会話は控えるなどの御協力をお願いしております。

また，同庁舎のエレベーターホールについては，時間帯によっては混雑が予想されますので，３階，４階の法廷までの移動については，できるだけエスカレーター及び階段を御利用くださいますよう，御協力をお願いいたします。

東京簡易裁判所

経路図

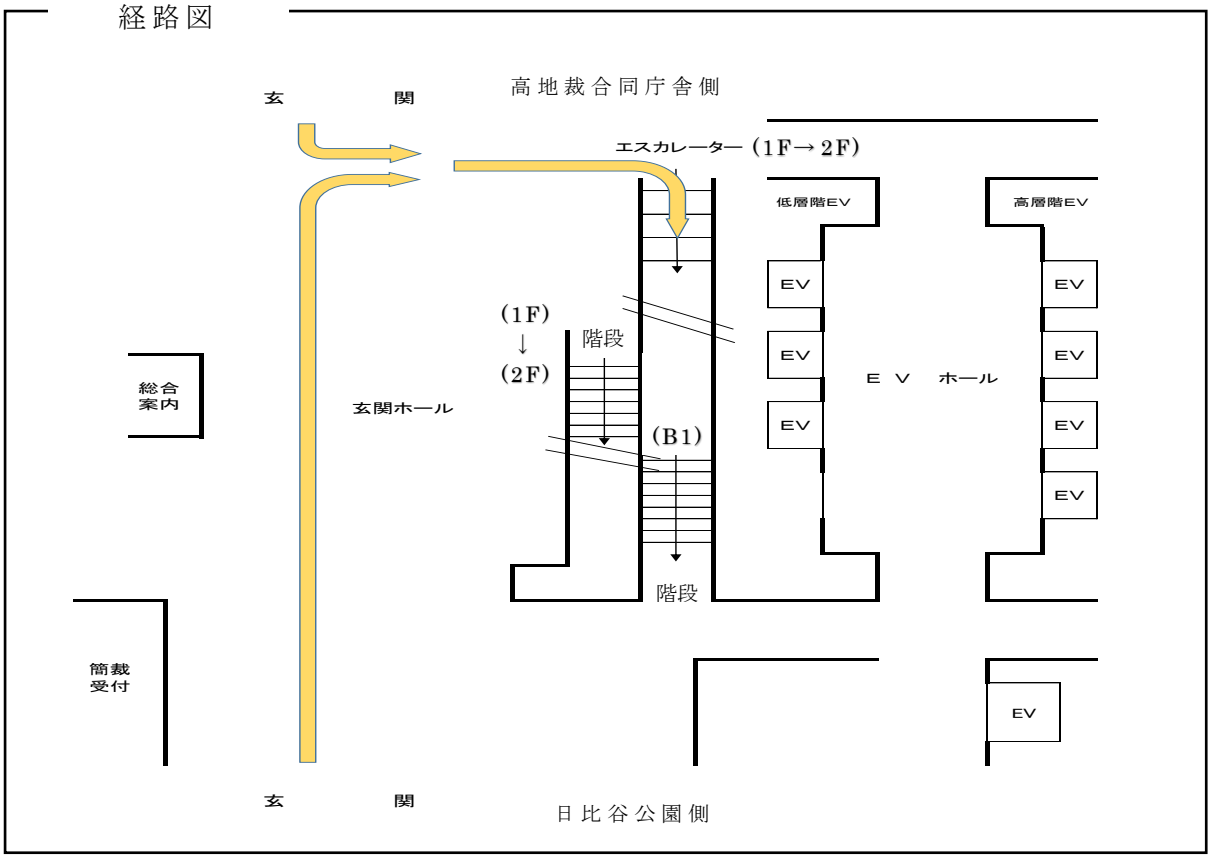

※3階，4階の法廷へは，エスカレーターで2階に上がり，その先は庁舎内の案内表示を御確認のうえ階段を御利用ください。